

(案)

資料4

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

(改定) 概要版

平成20(2008)年度～平成29(2017)年度

平成 () 年 () 月

新 宿 区

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の改定について

「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」は、放置自転車をはじめ、自転車を取り巻くさまざまな問題を解消することを目的として、平成20年1月に策定しました。

本計画の中では、「計画期間は平成20年度(2008年度)～平成29年度(2017年度)までの10年間とし、計画期間の中間で、計画達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを行うこととしました。

この度の改定は、この方針に基づき、本計画の策定から5年目を迎えた時点で計画の見直しを行ったものです。

今後は、計画期間の後半に向けて自転車等の利用環境の整備とマナーの向上を目指し、各種施策を推進していきますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご協力を賜りました新宿区自転車等駐輪対策協議会の委員の皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

平成 年 月

新宿区

目 次

第1章 計画策定にあたっての自転車等利用に対する基本認識（変更なし：略）	
1-1. 新宿区における自転車等利用のあり方	
1-2. 計画の目的・性格	
1-3. 計画の目標	
1-4. 計画の期間	
1-5. 計画の対象区域	
1-6. 計画で対象とする自転車等及び駐輪場	
第2章 計画の体系及び内容	1
2-1. 計画の施策体系（一部修正）	1
2-2. 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る（一部修正）	1
2-3. 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る（一部修正）	1
2-4. 駐輪場や走行環境を整備する（一部修正）	2
2-5. 放置自転車対策等を推進する（一部修正）	6
2-6. 自転車等の適正利用を推進する（一部修正）	7
資料：新宿区自転車等駐車対策協議会委員名簿及び協議会の検討経過	8

＜変更概要＞

2-1 計画の施策体系（一部修正）

2-2「地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る」から、2-6「自転車等の適正利用を推進する」までの各計画目標の一部変更、および計画説明文の追加に伴い、変更となる部分を修正しました（修正項目については、以下で説明します）。

2-2 地域・関係者が連携して自転車等の自転車等の利用環境の向上を図る

(3) 鉄道事業者の取り組む事項

表 2-1 鉄道事業者の貸付用地一覧

項目	変更前	変更後
説明文の記載	5駅 7か所	8駅 10か所

【変更理由】

計画策定後の貸付実績の記載、および施設名称を文言整理のうえ、平成 24 年 10 月 1 日現在の内容に一覧表を更新しました。

2-3 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る

(1) 自転車等利用者への啓発内容

項目	変更前	変更後
計画目標の名称	自転車等利用における啓発内容の明確化	自転車等利用に対する啓発内容
計画目標の記載	自転車等利用者が遵守すべきルール・マナーを明確にし、普及や啓発を促すメニューをつくり、運用します。	自転車等利用者へ以下のメニューで、ルールやマナーを啓発していきます。
説明文の記載	④経済的な自転車等の利用方法（近隣への自転車等適正利用から徒歩へ）	④を削除（③へ統合）。

【変更理由】

ルール・マナーの普及、啓発を図る効果的なメニューについては、工夫、検討する段階から実施、運用する段階に入ったため、計画目標を変更しました。

説明文の、「④経済的な自転車等の利用方法」については、「③鉄道駅等への自転車等利用方法」へ統合しました。

(2) 啓発活動の実施

項目	変更前	変更後
計画目標の名称	啓発活動の実施	啓発活動の実施 方法
説明文の記載	記載無し	「自転車安全利用五則」、およびスタントマンによる交通事故再現の体験型（スクエアード・ストレイト）交通安全教室

【変更理由】

「自転車安全利用五則」の啓発重点化、およびスタントマンによる交通事故再現の体験型（スクエアード・ストレイト）交通安全教室の本格実施に伴い、計画目標の名称、説明文を変更しました。

2-4 駐輪場や走行環境を整備する

(1) 自転車駐輪場等の整備

① 自転車駐輪場等の設置箇所について

項目	変更前	変更後
計画目標の記載	自転車駐輪場（原付を含む。以下同様）は、未設置駅を中心に整備を進め、区内31駅に設けます。	自転車駐輪場（原付を含む。以下同様）は、未設置駅を中心に整備を進め、区内30駅に設けます。
説明文の記載1	平成19年度末までに23駅において実施予定。未設置8駅も協議しながら整備を進め、区内31駅すべてに自転車駐輪場を設置。	平成23年度末までに28駅において整備実施。未設置2駅も協議しながら整備を進め、区内30駅すべてに自転車駐輪場を設置。
説明文の記載2	記載無し	また近年、他区での事例が見られる民設民営方式による自転車駐輪場等の整備について、検討を進めます。

【変更理由】

計画策定後に都電面影橋駅について整備対象から除外したため、1駅を減じ30駅としました。

計画策定後に設置された自転車駐輪場の整備実績を追加し、平成23年度末現在の内容に説明文を変更しました。

民設民営方式による自転車等駐輪場の整備についての検討を、説明文に追加しました。

② 自転車駐輪場等の整備目標量について

項目	変更前	変更後
計画目標の記載	区内31駅に自転車駐輪場を整備します。	区内30駅に自転車駐輪場を整備します。

【変更理由】

計画策定後に都電面影橋駅について整備対象から除外したため、1駅を減じ30駅としました。

④ 附置義務の見直し

項目	変更前	変更後
計画目標の記載	一定規模以上の施設を新築、増設するときは駐輪場の設置が義務付けられていますが、今後は対象施設の見直しや、既存施設、駅周辺以外の地域の施設への対応についても取り組みます。 また、自動二輪車駐車場の附置義務についても検討します。	一定規模以上の施設を新築、増設するときは駐輪場の設置が義務付けられていますが、今後は対象施設の見直しや、既存施設、駅周辺以外の地域の施設への対応についても取り組みます。 また、自動二輪車駐車場の附置義務や地域特性に応じた運用についても検討します。
説明文の記載1	記載無し	駅周辺の商業地域では、駐輪場の利用実態や地域特性を勘案し、附置義務駐輪場の共同化等の弾力的な運用を検討する。
説明文の記載2	附置義務対象施設を見直し、集合住宅や事務所も対象とする。ワンルームマンションにおける自動二輪車の附置義務についても検討を進める。	附置義務対象施設を見直し、集合住宅や事務所も対象とする。(以下、削除)

【変更理由】

駅周辺の商業地域における附置義務駐輪場について、周辺地域の放置自転車が解消される様、実効性のある附置義務の運用を検討するため、計画目標を変更しました。

駅周辺における附置義務駐輪場の弾力的な運用の検討を追加し、説明文を変更
ワンルームマンションの自動二輪車駐車場の附置義務は、平成 20 年 6 月に条例
化されたため、説明文から削除しました。

⑥ 自転車駐輪場の利用料金について

項目	変更前	変更後
計画目標の記載	自転車駐輪場の利用料金について、施設の形態や利用率等を勘案し設定します。	自転車駐輪場の利用料金について、施設の形態や利用率に加え、民間駐輪場の動向等を勘案し設定します。
説明文の記載	記載無し	また最近では、民間駐輪場の設置が増えてきました。 民間駐輪場の動向を勘案し検討します。

【変更理由】

自転車等駐輪場の利用料金の設定を検討する指標に、最近増加している民間駐輪場の動向を加え、計画目標を変更しました。

⑦ 自転車駐輪場の一時利用について

項目	変更前	変更後
説明文の記載	現在、一日利用のできる自転車駐輪場は6駅に設置されている9か所のみですが、その他の自転車駐輪場では、一日利用や、一時利用は実施していません。	平成 24 年 10 月現在、一日利用のできる自転車駐輪場は 5 駅 6 か所、時間利用のできる自転車駐輪場は 14 駅 15 か所あります。 また、自転車利用者の増加やライフスタイルの変化に伴い、一時利用の要望が高まっています。そのため、一日利用や時間利用のできる駐輪場を増やしていきます。

【変更理由】

一時利用の現況をとらえて説明文を変更しました。

(2) 自転車走行環境の整備

項目	変更前	変更後
計画目標の記載	自転車走行環境の向上を目的とした社会実験等により、車道上の自転車走行レーンの整備について検討します。	自転車走行環境の向上を目的とした、自転車走行空間のネットワーク化を図ります。
説明文の記載1	新宿区内では、現在拡幅整備工事中山手通りにおいて、歩道上の車線寄りの部分をカラー舗装として、自転車通行帯として整備する予定です。	新宿区内では、山手通りや靖国通りの一部において、歩道の一部をカラー舗装や路面標示する方法で、自転車の走行空間の整備が行われています。
説明文の記載2	しかし、先の懇談会においても、新たな自転車利用環境のあり方に言及されるなど、時代の流れは変わりつつあります。これらを踏まえ、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる道路環境を整備していくことを目的とし、新宿区や道路管理者、警察、地域が協力し、社会実験等により自転車走行レーンのあり方を検討することとします。	しかし、ライフスタイルの変化等に伴い自転車利用者が増加していることを踏まえ、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる道路環境を整備するため、国や都の動向を踏まえつつ、自転車走行空間のネットワーク化を図っていきます。

【変更理由】

自転車走行環境の整備については、社会実験等により検討する段階から、ネットワーク化を推進する段階に入ったため、計画目標を変更しました。

自転車走行空間の整備進捗や、自転車走行空間のネットワーク化の記載について、現況をとらえて説明文を変更しました。

(3) 自動二輪車について

項目	変更前	変更後
説明文の記載	④自動二輪車駐車場の設置を計画する場合は、駐車場の導入にあたり、社会実験等を行い、住民や利用者の意見を参考にした後に本格実施を行うことが望ましい。	全文削除

【変更理由】

自転車二輪車駐車場の整備については、社会実験等により検討する段階から、設置、整備を実施する段階に入ったため、計画目標を変更しました。

2-5 放置自転車対策等を推進する

(2) 放置自転車等の整理・撤去

項目	変更前	変更後
説明文の記載	駅周辺以外の区域については、整理・撤去活動の実施頻度は少なく、今後とも苦情・陳情が発生することが懸念されます。このため、各町会等、地域と連携して放置対策を検討し、地区協議会等との情報交換に努めながら、合同による普及啓発活動等を実施していきます。	現状では、鉄道駅周辺地の放置禁止区域で業務にあたる整理指導員が放置禁止区域内で啓発活動を実施していますが、駅周辺以外の住宅街等での放置自転車も新たな課題となっていることから、放置禁止区域外においても区各町会や地区協議会等との情報交換を行い、地域との合同による普及啓発活動等を実施するとともに、放置自転車等の撤去を含めた放置対策を検討していきます。

【変更理由】

駅周辺地域以外の住宅街等での放置自転車対策を新たな課題として、説明文に追加しました。

2-6 自転車等の適正利用を推進する

(1) 自転車等利用環境向上施策の推進

① 地域・関係者と協働するためのしくみづくり

項目	変更前	変更後
説明文の記載	地区独自の活動として、平成 18 年度、四谷地区において「四谷まち美化会議」が主体となり四ッ谷駅前等でキャンペーンを実施し、一定の効果を上げており、落合第一地区やでも啓発活動を課題として活動を始めています。	地区独自の活動として、平成 18 年度、四谷地区において「四谷まち美化会議」が主体となり四ッ谷駅前等でキャンペーンを実施し、一定の効果を上げており、区内の4交通安全協会、落合第一地区や早大南門通り等でも啓発活動を課題として活動を始めています。

【変更理由】

地区独自の活動実績のある交通安全協会等を、説明文に追加しました。

② 条例等の見直し

項目	変更前	変更後
説明文の記載 1	<ul style="list-style-type: none"> ・目的〔第 1 条〕 ・駐輪場の名称（「自転車等駐車場」から「自転車駐輪場等」へ）〔第 2 条 (5)〕 ・自転車利用の自粛〔第 9 条〕 ・路上駐輪場の利用（整理区画の位置づけ）〔第 16 条 2〕 ・駐輪場の優先利用〔第 18 条〕 	削除
説明文の記載 2	記載無し	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間〔第 13 条〕 ・返還手数料〔第 14 条、第 24 条の 3〕 ・整理区画の手数料〔第 24 条 2〕

【変更理由】

条例化に伴い、説明文からの削除しました。

総合計画の見直しに伴い、説明文へ追加しました。

新宿区自転車等駐車対策協議会委員名簿及び協議会の検討経過

新宿区自転車等駐車対策協議会 委員名簿 (任期：平成24年7月1日から平成26年6月30日)

区分	氏名	所属等
学識経験者	山川 仁	元東京都立大学助教授
	遠藤 新	工学院大学建築学部まちづくり学科准教授
区民	井上俊也	公募委員
	横江有道	公募委員
関係団体	鈴木豊三郎	新宿区町会連合会監事
	大室新吉	新宿区商店会連合会会長
	南 公夫	(財) 自転車駐車場整備センター理事
	峯岸 明	(株) 小田急百貨店総務部長
	内田 満	新宿区専修学校各種学校協会理事(事務局長)
鉄道事業者	高橋 健	東日本旅客鉄道(株) 東京支社総務部企画室副課長
	小林良憲	西武鉄道(株) 計画管理部計画課マネージャー
	武田康弘	東京都交通局総務部企画調整課長
	安達光成	東京地下鉄(株) 鉄道本部鉄道統括部 渉外・工事調整担当課長
警察 道路管理者	上田 誠	国土交通省東京国道事務所交通対策課長
	塚本俊之	東京都第三建設事務所管理課長
	矢野修次	警視庁新宿警察署交通課長
	椎名康雄	警視庁交通部交通規制課課長代理
新宿区	野崎清次	新宿区みどり土木部長
合計		18名

新宿区自転車等駐輪対策協議会 検討経過

会議名	開催日	議題等
第1回 協議会	H24.7.5	<ol style="list-style-type: none"> 協議会委員の委嘱 会長、副会長の選出 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」(平成20年1月策定)の実施状況等について <ol style="list-style-type: none"> 計画概要(説明) 計画期間前半の実施状況(報告) 計画期間前半の実施結果や社会環境の変化等を踏まえての課題(説明)
第2回 協議会	H24.9.4	<ol style="list-style-type: none"> 調査事項の説明 <ol style="list-style-type: none"> 区政モニターアンケート速報集計結果について 「自転車等の駐輪対策」に関する22区調査集計結果について 「新宿区自転車等の駐輪対策に関する総合計画」の中間評価及び計画の一部改訂について(案)
第3回 協議会	H24.11.5	<ol style="list-style-type: none"> 現行総合計画に対する評価、課題、検討事項等

この冊子は、表紙・本編とも再生紙を使用しています。

**新宿区自転車等の利用と
駐輪対策に関する総合計画**

(改定概要版)

平成 () 年 月発行

編集・発行

新宿区みどり土木部交通対策課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 (03) 3209-1111

印刷物作成番号

2013-10-3804